

医学的緊急性が変更された場合の待機期間の取扱いについて

○ 現行基準では、医学的緊急性、血液型等の合計点数が同点であるものが複数存在した場合には、「待機期間の長い者を優先」する、とされている。

○ 待機中に医学的緊急性が変更された場合、現行の規定では待機期間の取扱いに特段の定めがないため、最初に登録された日からの期間が待機期間として取り扱われている。このため、医学的緊急性が変更された場合は以下の例のようなことが起こる。

(例) 移植候補者として次の2名がいた場合、医学的緊急性、血液型等で同点であったとすると、第1候補になるのは医学的緊急性が9点での待機期間の短いbである。

a) 劇症肝炎のため、医学的緊急性が9点で登録され、10日の者

b) 非代償性肝硬変の急性肝不全に準ずる病態のため、3日前に医学的緊急性が6点から9点に上がった者（総待機日数は50日）

○ 上記のような状況を解決するため、以下のような案が考えられる。

(対応案)

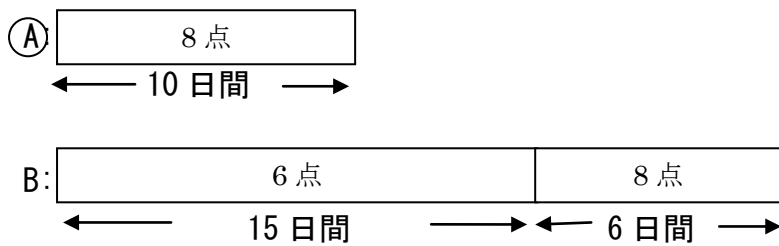
医学的緊急性、血液型等の合計点数が同点の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、当該移植希望者（レシピエント）の選択時における医学的緊急性及びこれより上位の医学的緊急性にあると評価されていた待機期間の長い者を優先する。さらにその期間が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には総待機期間の長い者を優先する。

(参考)

待機期間の取り扱いの具体例

対応案に従い、移植希望者（レシピエント）を選択すると、以下のようになり、○印の候補者が選択されることになる。

具体例 1



具体例 2

